I. 組合の沿革

当組合の前身は、昭和21年に結成された山梨県水晶業組合であり、組合法の改定 に伴い山梨県水晶商工業組合に改組しましたが、その後発展的に解散し、現組合の母 体として昭和28年3月山梨県水晶商業協同組合が創立されました。

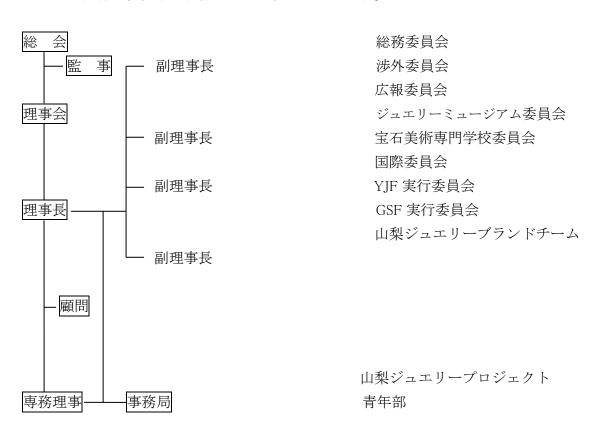
昭和44年山梨県水晶宝石協同組合と名称を変更し、さらに平成3年に協同組合山 梨県ジュエリー協会となりました。平成24年には、協同組合山梨県ジュエリー協会 と山梨県宝石研磨工業協同組合が合併し、山梨県貴金属工芸協同組合解散後の有志が 合流、山梨県水晶美術彫刻協同組合から新規加入するなどし、山梨県水晶宝飾協同組 合となりました。

令和5年5月に山梨県水晶宝飾協同組合から協同組合山梨県ジュエリー協会に名 称変更しました。

Ⅱ. 組合の組織

組合組織図

当組合は、以下の組織により運営されています。



Ⅲ. 組合の主な事業活動

当組合では、各委員会を中心に調査研究、研修、広報、渉外、収益事業やイベントなどを行っていますが、組合員にとってメリットのある主な事業は次のとおりです。

(1) 山梨ジュエリーフェアの開催

インフォーママーケッツジャパン㈱共催。 毎年4月にアイメッセ山梨にて開催しています。

(2) 購買事業

事業に必要な宝石用計量器、洗浄器、工具類、ルーペ、ピンセット、ビニール袋などの器材、消耗品などを、組合員価格でお買い求めいただけます。

(3) 高速道路 ETC 大口多頻度割引事業

ETC カードの使用による深夜・通勤・早朝夜間割引のほかに、当組合が契約している大口多頻度割引として、1台当り平均3万円以上の利用により上乗せ割引が受けられます。また、ガソリンスタンド、使用状況などで最もお得な燃料カードをご提供できます。

(4) フルライン (動産保険)

組合員限定の動産保険。組合のスケールメリットを活かし格安な保険料で有利 な動産保険に加入することが出来ます。

(5) 情報調査事業

新規取引先などの信用調査として、帝国データバンクや東京商工リサーチなど で収録した全国の企業情報を必要に応じ、即日提供いたします。

料金は1件2,500円(税抜)です。

このほか、やまなしジュエリーウィークの開催、やまなしジュエリーショップ運営など多くの事業があります。

Ⅳ. 組合への新規加入について

(1) 申込資格

- ・宝石、貴金属類、及びそれらを素材とした装身具等の卸、小売又は加工、製造を行い、宝飾に関連する企業等、山梨県内に店舗又は事業所を有する業者。
- ・加入3年以上の組合員1人と当組合の理事1人の推薦を必要とします。
- ・当組合活動の妨げにならない、組合事業に理解を示し協力できる業者。
- ・反社会的勢力の関係者(暴力団関係者等)ではない業者。

(2) 提出書類

- ·組合加入申込書(当組合所定用紙)
- ・法人の場合は、会社の履歴事項全部証明書、印鑑証明書、法人事業税納税証 明書
- ・個人の場合は、代表者の印鑑証明書、個人事業税納付証明書
- ・直近の決算書又は納税申告書の写し
- ・ETC 大口多頻度割引制度の申込書
- ・その他組合が必要とする書類

(3) 加入の承諾

組合加入申込書(必要書類添付)を組合で受理した後、理事会に提出し組合員 に公示のうえ、1か月後の理事会で審議、諾否の決定となります。

(4) 出資金及び賦課金等の払込

• 出資金

ジュエリー部会

次により算出した額を、払込んでいただきます。

組合出資金合計額

入会希望社年商

出資金=----× × 1/2

総組合員数 総組合員平均年商

(注)出資金は10万円単位で、最低20万円・最高100万円です。

宝石研磨部会

1万円以上

貴金属工芸部会

3万円以上

水晶美術彫刻部会 1万円以上

但し3部会会員の内、購買(掛け)・ETC 高速道路後納制度等を利用する 者にあっては、それぞれの利用料金2か月分に相当する額を追加出資とし て納めていただきます。

賦課金

ジュエリー部会 100,000円

宝石研磨部会

50,000円

貴金属工芸部会

50,000円

水晶美術彫刻部会 50,000円

賦課金については一括又は二期分割徴収になります。

以上